

平成19年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査（注1）

（1）模擬排ガス吸収液試料（水溶液試料）（*）

項目：塩化水素（HCl）、ふっ素化合物（F）

分析方法：「排ガス中の塩化水素分析方法（JIS K 0107）」

「排ガス中のふっ素化合物分析方法（JIS K 0105）」

選択理由：長期計画（注2）に基づき実施する。

大気汚染防止法の排出基準項目であり、排出基準が設定されている。

（*）排ガス吸収液試料については、吸収液試料（水溶液）中の塩化物イオン等の分析であり、水質試料と同様な扱い（水質試料と同様な分析）となります。

（2）模擬排ガス試料（ガス試料）

項目：硫黄酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）

分析方法：「排ガス中の硫黄酸化物分析方法（JIS K 0103）」

「排ガス中の窒素酸化物分析方法（JIS K 0104）」

選択理由：長期計画（注2）に基づき実施する。

大気汚染防止法の排出基準項目であり、排出基準が設定されている。

2. 高等精度管理調査

（1）底質試料（追跡調査）

項目：芳香族化合物（ベンゾ(a)ピレン）

分析方法：「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル」

選択理由：長期計画（注2）に基づき実施する。

昨年度調査を踏まえた追跡調査とする。

外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアルに規定する物質であり、環境中で検出されることが多い。

（2）底質試料（追跡調査）

項目：ダイオキシン類

分析方法：「ダイオキシン類に係る底質調査マニュアル」

選択理由：長期計画（注2）に基づき実施する。

昨年度調査を踏まえた追跡調査とする。

環境基準項目であり、基準値が設定されている。

測定方法としては、GC/MS法が規定されている。

（3）模擬水質試料

項目：有機スズ化合物（トリブチルスズ化合物、トリフェニルスズ化合物）

有機塩素化合物（DDE、DDD）

分析方法：「外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル」

選択理由：長期計画（注2）に基づき実施する。

外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアルに規定する物質であり、環境中で検出され

ることが多い。

(注1)「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が規定されている測定項目に対する調査、「高等精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法が規定されていない(または規定されて間もない)又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

(注2)平成18年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」による。